委提第2号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

平成27年9月18日 提出

提出者 議会運営委員長 工 藤 日出夫

北本市議会議長 三 宮 幸 雄 様

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則(昭和48年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第172条を第173条とする。

第8章を第9章とする。

第171条を第172条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

- 第171条 法第100条第12項の規定に基づき、同項に規定する議案の審査又は議会の運営 に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。
- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを 決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び 期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 附則の次に次の別表を加える。

別表(第171条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
代表者会議	会派間の意見調整そ	議長及び各会派の代	議長
	の他議会運営上必要	表者並びに議長の指	
	と認める事項につい	名する議員	
	て協議又は調整を行		
	うこと。		
全員協議会	議会運営及び市政の	全議員	議長

	1		1
	重要事項に関し、協		
	議又は調整を行うこ		
	と。		
議会広報委員会	議会だよりの発行及	議会広報委員会委員	議会広報委員会委員
	びホームページの掲		長
	載に関し協議又は調		
	整を行うこと。		
委員協議会	各常任委員会、議会	各常任委員、議会運	各委員長
	運営委員会及び特別	営委員及び特別委員	
	委員会の所管事項に		
	関し協議又は調整を		
	行うこと。		

附 則 この規則は、公布の日から施行する。